# 本庄市雨水出水浸水想定区域図作成業務委託

# 一般仕様書

# 第1章総則

# 1. 1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本庄市(以下「発注者」という。)において、浸水シミュレーションを実施し、雨水出水浸水想定区域図の作成を行うものである。また、作成した雨水出水浸水想定区域図は将来的に作成予定である雨水管理総合計画及び各種ハザードマップの基礎資料として使用することを目的とする。

# 1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

# 1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

# 1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

# 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

# 1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

# 1. 7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう に努めなければならない。

### 1. 8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって発注者の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届 (2) 配置予定技術者届 (3) 工程表 (4) 作業実施計画書なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

- 1.9 管理技術者・照査技術者・担当技術者及び業務実績について
- (1)受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、 高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道)) 又は 下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなけれ ばならない。
- (3) 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- (4)受注者は、平成30年3月以降に市町村等から発注された、浸水シミュレーションを 伴う内水浸水想定区域図作成の実績(元請)を有すること。

#### 1. 10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

### 1. 11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査合格をもって、業務の完了とする。
- (4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1. 12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けた場合、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

# 1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

# 1. 14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

# 1. 15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

### 1. 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議の上、定めるものとする。

# 第2章 設計一般

# 2. 1 業務の手順

- (1)業務の実施にあたって、受託者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3)業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

# 2. 2 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第5章参考図書に基づき、設計を行 う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

#### 2. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

# 2. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2.5 参考資料の貸与

発注者は、発注者が有する業務に必要な下水道事業計画図書、下水道台帳、道路台帳等の資料を所定の手続によって貸与する。

# 2. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

# 第3章照查

# 3. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

#### 3. 2 照查事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1)情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性(方針、モデルの設定・解析条件等)の照査
- (4) 全体計画、ストックマネジメント計画等との相互間における整合性に関する照査

# 第4章 提出図書

# 4. 1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。なお、成果品の作成にあたっては、その編集方法 についてあらかじめ協議する。可能な限り将来の更新が容易な形式を検討すること。

- (1)報告書 A4判製本 3部
- (2) 概要書 A 4 判製本 3 部
- (3)浸水想定区域図 一式
- (4) 打合せ議事録 一式
- (5) その他参考資料 一式
- (6) 上記図書の電子成果品 CD-R 又は DVD-R 一式

#### 第5章 参考図書

### 5. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 埼玉県地域防災計画
- (2) 本庄市地域防災計画
- (3) 内水浸水想定区域図作成マニュアル (案) (国土交通省)
- (4) 内水浸水想定区域図作成の手引き(国土交通省)
- (5) 内水ハザードマップ作成の手引き(国土交通省)
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き(案)(国土交通省)
- (7) 流出解析モデル利活用マニュアル (日本下水道新技術機構)
- (8) 氾濫シミュレーション・マニュアル (案) (建設省土木研究所)
- (9) 浸水想定(洪水・内水)の作成等のための最大ほか、力の設定方法(国土交通省)
- (10) 浸水想定区域図作成マニュアル(国土交通省)
- (11)浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(国土交通省)
- (12) 浸水想定区域図データ電子化用ツール操作マニュアル(国土交通省)
- (13) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン(国土技術研究センター)
- (14) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル(国土交通省)
- (15) 洪水ハザードマップ作成の手引き (国土交通省)
- (16) 中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引き(国土交通省)
- (17) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル (案) (国土交通省)
- (18) 雨水管理総合計画策定ガイドライン (案) (国土交通省)